

毎週火・金曜日発行

山口県報

令和 8 年
8 月 12 日
(水曜日)

目 次

○告示

生活保護法の規定に基づく指定医療機関の廃止の届出（厚政課）……………
生活保護法の規定に基づく指定医療機関の変更の届出（厚政課）……………



山口県告示第三百十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

令和八年八月十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

医 療 機 関 名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
佐川歯科医院	山口市秋穂東六一九の五	令和八、六、一
いずみ歯科医院	岩国市車町一丁目九番三九号	〃 〃 二二
平成薬局	宇部市昭和町四丁目四番一四号	〃 〃 五、二九
有限会社有田薬局	周南市新町一丁目二七番	〃 〃 六、一

山口県告示第三百十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療

機関から次のとおり変更の届出があった。

令和八年八月十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 医療機関の名称及び所在地

変 更 後	変 更 前
-------	-------

岩国ひらた透 析・内科・外科 番三五号	岩国市平田四丁目一六 番三五号
---------------------------	--------------------

二 変更年月日

令和八年六月一日

令和八年八月十二日
発行

発行人
所

山口県知事
山口市